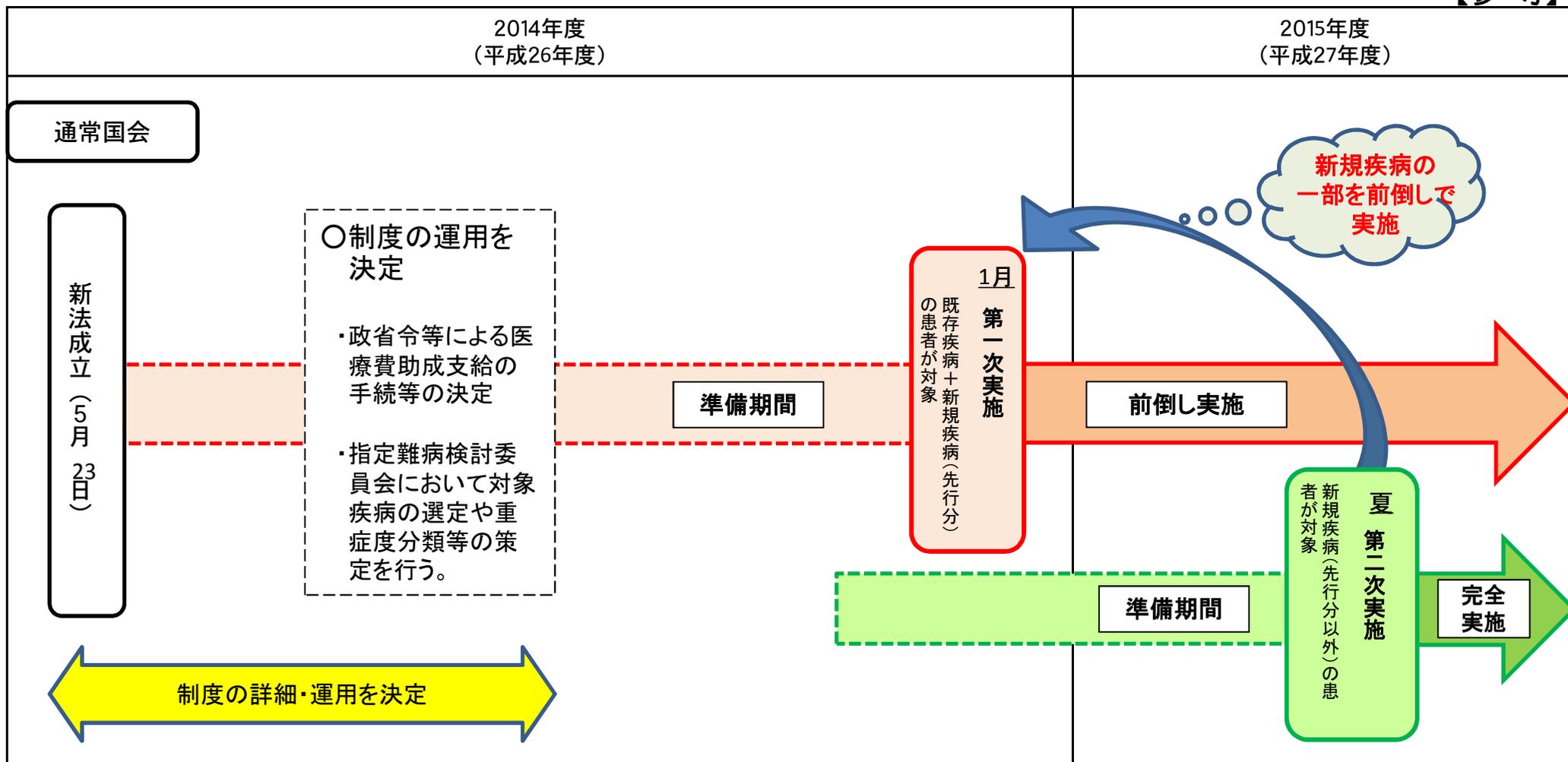


難病の患者に対する医療等に関する法律の施行について

資料4-2

【参考】



○ 平成27年1月～: 既存疾病と新規疾病(先行分)について、新たな医療費助成を実施

- ・ 新規疾病の指定には十分な準備期間が必要であり、平成27年夏から新たな制度の実施が想定されるが、できるだけ早い時期からの実施が望まれることから、既存疾病と新規疾病の一部については、平成27年1月から前倒して医療費助成を実施。

○ 平成27年夏～: 新規疾病すべてについて、新たな医療費助成を実施

- ・ 新規疾病すべてについて、平成27年度の夏から医療費助成を実施。